

大網白里市監査委員告示第3号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成28年度財政援助団体等監査の結果報告に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

平成29年4月18日

大網白里市監査委員 大島 有紀子

大網白里市監査委員 花澤 房義

総 第 194 号
平成29年4月18日

大網白里市監査委員 大 島 有紀子 様
同 花 澤 房 義 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成29年3月8日付け監第464号で通知のあった平成28年度財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

1 報告書番号 平成29年3月8日付け監第464号

2 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>大網白里市遺族会（所管課：社会福祉課）</p> <ul style="list-style-type: none">補助金交付基準を超過した上部団体への負担金について 大網白里市補助金等交付基準（平成27年5月26日施行）によると、「上部団体への負担金や加入組織の会費等に当たる経費には、原則として補助金等を充当できない。ただし、団体等の運営や事業執行において連携が必要な場合には、当該負担金額の2分の1を限度として、補助金等を充当することができるものとする。」としている。 しかしながら、上部団体である千葉県遺族会への負担金として請求のあった56,200円に対し、全額補助金を充て支出していることが見受けられた。補助対象経費の限度を超えていることが明らかな支出額であった28,100円については、返還に向けて必要な措置を講ずること。補助対象外経費への補助金充当について 遺族会は、数年前から玉ぐし料の支出は補助金から支出しないこととしている。 これは、平成9年4月2日の最高裁判所大法廷判決を受けたものと思料されるが、護国神社春及び秋の大祭、靖国神社みたま祭などの参加に関わる経費（JR交通費、バス内飲物代等）16,050円に対して、従来通り補助金が充てられ支出していることが見受けられた。 上記の支出は、遺族会会員の靖国神社等の行う宗教行事への参加を援助するための支出であり、遺族らによる追悼式への参加とは区別されなければならない。 また、これらの経費は補助金交付の際の補助対象経費とはされておらず、これ以外に用いられていたことが明らかな支出額である16,050円については、	<p>大網白里市遺族会に対する補助金については、平成29年2月15日開催の大網白里市遺族会役員会において、補助金の適正な支出及び返還に向け必要な措置を講ずるよう指導いたしました。</p> <p>これを受け、大網白里市遺族会より、3月31日に次のとおり合計86,150円の補助金の返還がありました。</p> <ol style="list-style-type: none">千葉県遺族会への負担金として支出した56,200円の2分の1の額28,100円護国神社春及び秋の大祭並びに靖国神社みたま祭の参加に関わる経費（JR交通費、バス内飲物代等）として支出した額16,050円千葉県遺族会第3ブロック遺族大会の懇親会費として支出した額42,000円 <p>なお、平成28年度以降の補助金の使途については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例、補助金等に関する規則及び大網白里市補助金等交付基準に基づき、適正に処理するよう指導してまいります。</p> <p>また、遺族大会への職員の随行人員につきましても、必要性を十分検討した上で、随行人員数を判断してまいります。</p>

返還に向けて必要な措置を講ずること。

- ・ 補助対象外経費（懇親会費）への補助金充当について

平成27年度千葉県遺族会第3ブロック遺族大会宿泊費として、90,000円（15,000円×6名）に対し、補助金を充て支出されていることが見受けられたため、案内通知を求めたところ、15,000円のうち懇親会に係る経費が7,000円分含まれていることが判明した。

これについては、平成27年度定期監査（第2回）結果報告でも指摘のとおり、「懇親会費の全部若しくは一部を補助金で賄うことは、いかなる場合も認められないから、今後は適正な負担金の支出を行われない。」としているため、補助対象経費以外に用いられていたことが明らかな支出額であった42,000円（7,000円×6名）については、返還に向けて必要な措置を講ずること。

また、上記の遺族大会に事務局職員2名が随行了したところ、職員分も含め昼食代（6,825円）を支出していることが見受けられた。

これについても、補助金を充当している経費ではないが、平成27年度定期監査（第1回）結果報告でも指摘のとおり、「公務による財政援助団体への職員の随行については、必要性について十分検討され、いやしくも利益供与がないようにその実施について見直しを図らねばならない。」としているため、今後は十分に注意されたい。